

入札説明書

諏訪町公務員宿舍電気温水器取替工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日：令和7年9月12日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 東信森林管理署長 佐野 周二

3 工事概要

- (1) 工事名 諏訪町公務員宿舍電気温水器取替工事
- (2) 工事場所 長野県佐久市臼田1821
- (3) 工事内容 別添工事内訳書のとおり
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から令和8年2月13日まで

4 競争入札の形式

- (1) 本工事の入札は、一般競争入札「最低価格落札方式」により実施する。
- (2) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
電子入札システムで利用できる IC カードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名で IC カードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行った IC カードとする。

- ・申請窓口

〒384-0301 長野県佐久市臼田 1822

東信森林管理署 総務グループ

電話 (IP) 050-3160-6055 (NTT) 0267-82-2036

電子メールアドレス : toshin.d.f.o@maff.go.jp

電子入札システム : <http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>

ホームページ : <http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/>

- ・受付時間

9 時 00 分から 16 時 00 分までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。

5 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号（以下「予決令」という。））第 70 条及び第

71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 7・8 年度中部森林管理局競争参加有資格者名簿「建設工事」の業種区分「建築一式」に登録された C 等級又は D 等級の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部森林管理局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通達）及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間に完成・引き渡しされた工事で、元請けとして、以下に示す同種の工事を実施した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。）。
- 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：同種工事とは建物設備の取替又は改修工事全般とする。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
- ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）工事を全面的に一時中止している期間、工場製作のみが行われている期間及び工事完成后、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては工事現場への専任を要しない。
- ① 主任技術者又は監理技術者として 2 級建築士、2 級建築施工管理技士以上の資格のうちいずれかの資格を有する者であること。
- ② 平成 22 年度以降に、上記の（5）に掲げる工事の経験を有する者であること。
- ③ 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に 3 ヶ月以上あること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると求められる場合

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、長野県内に所在すること。

また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、長野県であること。

(9) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）ではないこと。

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 5 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記 5（2）の認定を受けてない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において上記 5（1）及び（3）から（10）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記 5（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記 5（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参すること。

① 電子入札システムによる提出の場合

ア 提出期間

令和 7 年 9 月 16 日から令和 7 年 9 月 30 日まで（休日を除く、9 時 00 分から 16 時 00 分までとする。）

イ 提出方法

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」(別紙様式 1)、「資料」(表紙 1 及び別紙様式 2、2-1、5、7)をそれぞれ添付し、提出すること。ただし、申請書等の合計ファイル容量が 10MB を超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メール(電子メール送信容量は 1 通につき 7MB 以内とする。)(締切日必着)で提出すること。郵送又は電子メールで提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電子メールで送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送又は電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムにより、申請書等として送信すること。

- ・ 郵送又は電子メールで提出する旨の表示
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類の目録
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送又は電子メールで提出する場合の送付先は下記とする。

〒384-0301 長野県佐久市臼田 1822

東信森林管理署 総務グループ

電話 (NTT) 0267-82-2036 (IP) 050-3160-6055

電子メールアドレス toshin.d.f.o@maff.go.jp

ウ ファイル形式

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word (Word2016 形式以下)
- ・ Microsoft Excel (Excel2016 形式以下)
- ・ その他アプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

② 紙入札方式による提出の場合

提出期間、申請書の様式は上記「電子入札システムによる提出の場合」のとおり。提出は 6 (1)①イに持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(2) 申請書等は次に従い作成すること

ただし、下記の①同種工事の施工実績、②配置予定技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 同種工事の施工実績【別紙様式 2】

上記 5 (5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別紙様式 2 に 1 件記載すること。

② 配置予定技術者の資格・工事経験【別紙様式 2-1】

上記 5 (6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況を別紙様式 2-1 に 1 件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国、県、市町村、民間等において、専任、非専任の立場

にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置については、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、実務経験年数が証明できる資料を添付すること。

入札書投函後開札までの期間及び入札保留がされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出（理由：技術者の重複により）を行うこと。また、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

③ 契約書の写し

上記①の同種工事の施工実績及び②の配置予定技術者の経験及び施行実績においては、施工実績として記載した工事に係る契約書等の写しを提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）」に登録されており、その内容が CORINS で確認できる場合は、登録内容確認書の写し（一般データ、技術者データを持って施工証明者とし）を提出し、契約書の写しを提出する必要はない。また、CORINS に登録なき工事及び CORINS にて工事内容が確認できない工事（簡易 CORINS で登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事实績及び技術者の従事实績）が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④ 経営・安全管理状況【別紙様式 5】

会社の経営状況、地理的条件、労働福祉の状況等について、記載すること

⑤ 工程表の提出【別紙様式 7】

工程表は（別紙様式 7）により記載すること。

(3) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、電子入札システムによる申請者には電子入札システムにより、紙入札方式の申請者には競争参加資格確認通知書により参加資格の有無を令和 7 年 10 月 9 日までに通知する。通知において参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 競争参加資格確認資料のヒヤリング

競争参加資格確認資料のヒヤリングについては、原則として実施しない。

(5) その他

- ① 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は返却しない。
- ④ 提出期限以降における差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りでない。

7 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和7年10月10日16時00分まで。
提出場所：上記6(1)①イに同じ。
 - ② 受付時間：9時00分から16時00分までとする。ただし、休日は除く。
 - ③ 提出方法：電子メール又は書面を持参することにより提出すること。提出後は、上記6(1)①イに提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参による提出は認めるが郵送又は電子メール等によるものは受け付けない。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年10月16日までに説明を求めた者に対し、電子メール又は書面により回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。
- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを、次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
閲覧場所：上記6(1)①イに同じ。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ① 提出期間：令和7年9月16日から令和7年10月10日まで
上記期間の休日を除く、9時00分から16時00分まで（ただし、12時00分から13時00分までを除く。）。ただし、下記9(1)のなお書きにより入札日を変更した場合は、競争参加資格確認通知書により通知する。
 - ② 提出場所：上記6(1)①イに同じ。
 - ③ 提出方法：原則として電子メールにより提出すること（提出期限必着）。なお、場合によっては書面の持参又は郵送も認める（提出期限必着）。ただし、電子メール及び郵送の場合は、上記6(1)①イに提出した旨を電話で通知すること。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答は、中部森林管理局ホームページに公表する。
<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiri/nyusatu/situmonkaitou.html>
- ① 閲覧期間：令和7年10月14日から令和7年10月16日
上記期間の休日を除く、9時00分から16時00分まで（但し、12時00分から13時00分までを除く。）。
- ② 閲覧場所：上記6(1)①イに同じ

9 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の締切りは、令和7年10月16日16時00分
なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、電子入札システム又は競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

- (2) 紙入札方式による持参の場合は、令和 7 年 10 月 17 日 10 時 00 分までに東信森林管理署入札室へ持参すること。
- (3) 開札は、令和 7 年 10 月 17 日 10 時 00 分に東信森林管理署入札室にて行う。
- (4) 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

1 0 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

1 1 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：現金納付に限る（納付場所：東信森林管理署）。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社という。）の保証（取扱官庁：東信森林管理署）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

1 2 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回目の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名の上、数量、単価、金額等を明らかにすること。

① 電子入札方式の場合

・提出方法

上記 6(1)①ウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

・電子メール及び郵送について

工事費内訳書が 10MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ原則として電子メ

ール又は郵送で提出すること（締切日時必着）。提出する場合には、工事費内訳書の一式を送信又は郵送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書き、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。

なお、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

ア 電子メール等で提出する旨の表示

イ 書類の目録

ウ 書類のページ数

エ 送信（発送）年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の場合の提出先は、上記４（２）の申請窓口に同じ。

・ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記６（１）①ウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

② 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

（２）工事費内訳書は、参考図書として求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（３）提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

（４）分任支出負担行為担当官（これらの補助者を含む。）は、入札参加者が提出した工事費内訳書について説明を求めることができる。また、工事費内訳書が別表に掲げる各項のいずれかに該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合。 (2) 内訳書とは無関係な書類がある場合。 (3) 他の工事の内訳書である場合。 (4) 白紙である場合。 (5) 内訳書が特定できない場合。 (6) 他の入札参加者の様式を入手し使用している場合。
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合。 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合。
3 添付されるべきではない書類が添付されている	(1) 他の工事費内訳書が添付されている場合。

4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合。 (2) 発注案件名に誤りがある場合。 (3) 提出業者名に誤りがある場合。 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合。
5 その他未提出又は不備がある場合	

1 3 開札

開札は、電子入札システムにより、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

1 4 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告、入札説明書に示した競争参加資格のない者が行った入札。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札。
- (3) 中部森林管理局競争契約入札心得（令和6年8月1日以降の適用）（以下「入札心得」という。）（中部森林管理局ホームページ（ホーム＞公売・入札情報＞契約関係情報＞競争契約入札心得・随意契約見積心得）によりダウンロードすることにより交付）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/kokoroe.html

- (4) 上記(1)～(3)の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記5に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

1 5 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、分任支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることが出来る。

ア 提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）

イ 提出先：上記4(2)の申請窓口に同じ

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

なお、場合によっては書面の持参又は郵送も認める（提出期限必着）。

ただし、電子メール及び郵送の場合は、上記 4 (2) に提出した旨を電話で通知すること。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、上記 (1) アの提出期限の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) 上記 (1) の理由の説明を求める書面及び上記 (2) の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

閲覧場所：上記 4 (2) の申請窓口と同じ

1 6 配置予定技術者の確認

落札者決定後、配置予定の主任技術者が配置できない事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他分任支出負担行為担当官が認める事由による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

1 7 契約書作成の要否

契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

1 8 支払条件

- (1) 前金払 有
- (2) 中間前金払及び部分払い 無
- (3) 火災保険の要否 否
- (4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

1 9 再苦情申立て

分任支出負担行為担当官から上記 7 及び上記 15 に不服がある者の再苦情の申立ては次のとおりとする。

- (1) 上記 7 (2) 及び上記 15 (2) の回答書による説明に不服がある者は、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

- ① 提出期限：上記 7 (2) 及び上記 15 (2) の回答書を受け取った日から 7 日（休日を除く。）以内

② 提出先：上記 4 (2) の申請窓口と同じ

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

なお、場合によっては書面の持参又は郵送も認める（提出期限必着）。

ただし、電子メール及び郵送の場合は、上記 4 (2) に提出した旨を電話で通知すること。

(2) 再苦情の申立てについては、中部森林管理局入札等監視委員会で審議する。

(3) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申し立てがあった者に対し、上記 (2) の入札等監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由。

② 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要。

2 0 関連情報を入手するための照会窓口

上記 4 (2) に同じ。

2 1 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書、資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、上記 6 (2) ② の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(4) 電子入札システムは、休日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで稼働している。

(5) システム操作上の手引書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問合せ先

農林水産省電子入札システムヘルプデスク

受付時間：9 時 00 分から 16 時 00 分まで

電話：048-254-6031

E-mail：help@maff-ebic.go.jp

(7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。

(8) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日程等については、発注者から再度入札通知書を送信する。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡することがある。

(9) 一次下請負契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

工事の施工のために下請負契約を締結する場合、受注者は原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負契約（受注者が直接契約締結するものに限る。）の相手方にはできない。

(10) 入札参加希望者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府施策推進・

連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

- (11) 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、分任支出負担行為担当官に対して、その旨を該当事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなど綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、中部森林管理局のホームページをご覧ください。

http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html

農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。